



# 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

**肺**炎は悪性新生物、心疾患に次いで死亡原因の第3位の病気です。高齢者の方が肺炎にかかり急速に症状が進んだ場合、抗生物質などの治療が間に合わないことも少なくありません。

肺炎球菌ワクチンは、免疫がつくまでに3週間ほどかかります。すべての肺炎球菌を予防することはできませんが、1回の接種で5年以上免疫が持続するといわれています。

過去に一度も肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない方は、接種費用の一部を助成しますので、対象となる方はこの機会にぜひ受診してください。

## ■対象

町内在住で、過去に一度も肺炎球菌ワクチン接種を受けていない表1に該当する方

## ■接種期間

4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

## ■医療機関

町が業務委託している医療機関。申請時に保健福祉総合センターにご確認ください。また、契約外の医療機関で接種を受ける場合は償還払いとなりますので、この場合も事前に保健福祉総合センターへご相談ください。

## ■持参するもの

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票、健康保険証、生活保護受給者証(生活保護世帯の方)、身体障害者手帳(お持ちの方)

## ■負担額

4,000円  
※接種費用8,000円のうち町が4,000円を負担します。個人負担4,000円を契約医療機関の窓口にお支払いください。なお、生活保護世帯の方のみ全額公費負担となります。ただし、公費負担は1人1回限りとなります。

表1【平成28年度・予防接種対象年齢】

定期対象者	65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
	70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
	75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
	80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
	85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
	90歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生
	95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生
行政措置対象者	100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生
	60歳から65歳未満の方	心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級程度)
行政措置対象者	接種日に65歳以上の方	上記の定期対象年齢以外の方

## ■申し込み

事前に電話で保健福祉総合センターへお申し込みください。高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票を送付します。

## ■健康被害救済制度

予防接種後に、生活に支障を残すような健康被害が生じた場合に適用される救済制度があります。詳しくは保健福祉総合センターへお問い合わせください。

## ■その他

免疫の異常など、長期にわたり療養が必要となる疾患等の特別な事情により、定期予防接種対象年齢の期間に定期接種を受けられなかった方は、当該事由が消滅してから1年以内であれば定期接種として受けることができます。該当すると思われる方は、接種を受ける前に保健福祉総合センターにご相談ください。

(例) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症  
その他免疫の機能を生じさせる重篤な疾病、白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症など長期療養が必要となる疾患

## ■問い合わせ

保健福祉総合センター (☎581・8500) へ。

## 【平成28年度に定期対象とならない65歳以上の方へ】

平成28年度の定期対象者以外の方で、接種を希望される場合、行政措置予防接種として実施します。ただし、過去に一度も肺炎球菌ワクチン接種を受けていない方に限ります。接種期間、医療機関、費用、申し込みは定期予防接種対象者と同じです。



# ロタウイルス・おたふくかぜの法定外予防接種費用

**町**では、4月から、お子さんの疾病予防と子育て支援を目的に、乳幼児を対象にロタウイルスおよびおたふくかぜの予防接種費用の一部を助成します。



## ●ロタウイルス

胃腸炎を引き起こし、急激な嘔吐、発熱、腹痛に引き続いて、白色水様の下痢便が5～7日間続きます。乳幼児を中心に感染し、5歳までにほとんどの子どもが感染するといわれています。

また、嘔吐・下痢に伴う脱水やけいれん、腎不全、脳炎、脳症などの合併症のため入院治療に至るケースがあります。水分を喪失するので、十分に補給し脱水を防ぐことが大切です。

## ●おたふくかぜ

「流行性耳下腺炎」「ムンプス」ともよばれ、唾液腺のはれと痛みで発熱を伴うこともあります。年長児や成人が罹患すると、高い頻度で精巢炎や卵巣炎が認められます。最近では、難聴を合併することもあり、日本では約1,000人に1人程度の割合で起こります。

〈表1〉

ワクチンの種類	対象者	接種回数(最大)	公費負担額(1回につき)
ロタウイルス	生後6週から24週まで(商品名:ロタリックス)	2回	7,500円
	生後6週から32週まで(商品名:ロタテック)	3回	5,000円
おたふくかぜ	生後12カ月以上24カ月に至るまで	1回	3,500円
	5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間	1回	3,500円

※ロタウイルスワクチンの初回接種は、14週6日までにを行うものとし、同一ワクチンで接種を受けるものとします。  
※おたふくかぜワクチンは、既におたふくかぜにかかったことがある方は対象外となります。

〈表2〉

医療機関名	ロタウイルスワクチン		おたふくかぜウイルス		医療機関所在地	電話番号
	ロタリックス(生後6週～24週)	ロタテック(生後6週～32週)	生後12カ月以上24カ月に至るまで	5歳以上7歳未満(入学前1年間)		
あさみ医院	○	○	○	○	深谷市黒田340-1	584-5565
いちごこどもクリニック	○	○	○	○	深谷市東方町1-10-3	551-1515
今井医院	○	○	○	○	深谷市寿町58	572-7728
緒方医院	○	○	○	○	深谷市洗島182-1	587-2013
金子医院	○	○	○	○	深谷市岡2738	585-2828
神山医院	○	○	○	○	深谷市田中635-1	583-2790
川本メディカルクリニック	○	○	○	○	深谷市武川1128	583-7777
菊地病院	○	○	○	○	深谷市上野台371	571-0660
北深谷病院	○	○	○	○	深谷市江原350	573-0801
くろや整形外科医院	○	○	○	○	深谷市田中2643-8	583-5888
小暮医院	○	○	○	○	深谷市中瀬1216	587-1262
彩花クリニック	○	○	○	○	深谷市小前田2533-1	584-7205
桜ヶ丘病院	○	○	○	○	深谷市国清寺408-5	571-1171
清水クリニック	○	○	○	○	深谷市島山1709	583-3245
清水内科クリニック	○	○	○	○	深谷市人見445-1	573-1197
白倉医院	○	○	○	○	深谷市稲荷町3-3-1	571-0169
白倉クリニック	○	○	○	○	深谷市仲町7-5	574-0502
須藤医院	○	○	○	○	深谷市小前田2799-1	584-0036
高木医院	○	○	○	○	深谷市仲町17-22	571-0837
田部井医院	○	○	○	○	深谷市深谷町9-32	571-6098
福島医院	○	○	○	○	深谷市上野台2778-1	571-0924
古沢医院	○	○	○	○	深谷市上柴町西6-4-3	572-9901
益岡医院	○	○	○	○	深谷市岡部1243	585-5657
みやはらクリニック	○	○	○	○	深谷市田中2113	583-7076
柳田医院	○	○	○	○	深谷市横沢新田858-2	585-2391
おぶすま診療所	○	○	○	○	寄居町赤浜965-2	582-2211
小久保医院	○	○	○	○	寄居町用土2176-2	584-2030
埼玉よりい病院	○	○	○	○	寄居町用土395	579-2788
佐伯医院	○	○	○	○	寄居町寄居988	581-0204
清水医院	○	○	○	○	寄居町寄居657	581-0051
はらしま医院	○	○	○	○	寄居町保田原163-7	586-0081
藤野クリニック	○	○	○	○	寄居町寄居1153-1	581-1035
松本医院	○	○	○	○	寄居町寄居886-2	581-1106
用土医院	○	○	○	○	寄居町用土2225-4	579-1555
寄居本町クリニック	○	○	○	○	寄居町寄居808-1	580-2550

※医療機関によって受けられる予防接種の種類が異なります。予約をする際にご確認ください。

## ■対象

町内在住で、表1の対象者に該当する方

## ■接種料金

予防接種に要する費用から公費負担額(表1)を差し引いた額を契約医療機関(表2)の窓口へお支払いください。  
※予防接種費用は医療機関により異なります。

## ■申し込み

事前に、電話で保健福祉総合センターへ申請のうえ接種をお受けください。

## ■接種方法

原則、深谷市・大里郡医師会内の契約医療機関での個別接種です。深谷市・大里郡医師会内の契約医療機関は表2のとおりです。直接、医療機関へ予約のうえ、接種をお受けください。

※やむを得ず契約外の医療機関で接種を希望する方は、接種を受ける前に保健福祉総合センターにご相談ください。

## ■持参する物

母子健康手帳、健康保険証  
※予診票は医療機関が発行するものをご使用ください。

## ■注意事項

4月1日以前に自費で接種を受けている場合、その回数も接種回数に含まれます。その場合の接種費用の還付(返金)はありません。

## ■健康被害救済制度について

ロタ、おたふくかぜワクチン(任意予防接種)の予防接種後に、生活に支障を残すような健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済および寄居町予防接種事故災害補償規程を適用する救済制度があります。

## ■問い合わせ

保健福祉総合センター (☎581・8500) へ。